



みの市報

50年

12月号

No. 198

人口の動き

	11月1日現在
総人口	37,598人
男	18,569人
女	19,029人
(昨年同月)	+502)
世帯数	9,665戸
(昨年同月)	+225)
住民登録人口より	



ぼくたちの心を こめた贈りもの

としておくとべんりです。

伊深小でワラ細工

十一月十三日、伊深小でワラぞうりづくりが行われました。これは「昔の農家の生活を学ぼう」と計画されたもので、父兄らの指導により出来たぞうりは約三十足。児童らは何か役立てばと十八日これを老人ホームへ贈りました。

広報メモ



寒い戸外のお仕事や、お勤めから帰ってくる家族の方は、おうちの中の暖かさが、なによりの愛情です。

いくら石油ストーブをたいても、それほど暖まらない部屋があります。障子やふすまをしめておいてもスキ間があつては暖気が逃げてしまうからです。

お部屋を暖かくするためには、ふだんあまり開け閉めしない側に目張りをするなり、カーテンを一枚張ると効果があります。

それに案外忘れられているのが台所です。主婦が台所で立って働く時間はバカにできません。ご主人も真剣になって考えていただきたいものです。

寒くなると台所のお仕事はつらいものです。とくに水仕事で手が荒れる方は冬をいちばんきらいです。水仕事をしている最中は決して手が荒れるものではありません。ひと仕事終ったら、よく水分をふきとってハンドクリームなどをつけ失った脂肪分を補っておくことが大切です。

信託された岸市長

2 期連続の無投票

任期満了にともなう市長選挙は、20日に告示、21日に立候補が締切られましたが、候補者は現市長の岸東八郎氏ひとり、30日の投票日をまたずに、無投票で4選されました。なお、岸市長は2期連続の無投票当選です。



市長の要職に四たび当選させて頂き、誠に光栄に思います。美濃加茂市は、誕生以来二十余年を経過いたしました。この間、学校、保育所、公民館、体育館など都市としての施設整備に力を入れてきました。

能を高めるための基幹事業に着手したところであります。飲料水の全戸給水、流域下水道、ほ場整備などがそれです。これら社会資本は、美濃加茂市が、将来、安定的に成長を遂げるための必要かつ欠かすことの出来ない絶対的な大事業です。

財政的にも、今日のような不況下にあつては、困難を窮めるかも知れませんが、将来に思いを馳せ市民の皆さんと手を携えて完遂へと進めたいと思います。また、事業ばかりでなく、行政

敬愛のところで

市長 岸 東 八 郎

は、人と人との結びつき「心のふれあい」が非常に大切であると思います。

心ひろく、隣人を愛し、親切をすすめ、まごころをつくし、融和と敬愛の心で行政を推し進めなければ、市政も単なる施設計画に終ってしまいます。

また、市民生活の面において心を通いあわなければ、冷たく、人生も味気ないものになります。

いずれにしても「基幹事業を推進し、豊かな情操を育くみ、心のふれあいを大切にする」そんな美濃加茂市建設をいたしたいと思ひます。今後とも、格別のご協力をお願いします。

国民年金

『幸福行』の最後のチャンス

特別納付は今月いっぱい

国民年金の特別納付制度は、今年の十二月末日が期限です。会社に勤めている方は厚生年金公務員や農協職員は共済組合で、農業・商業などの自営業は国民年金でそれぞれ老後の生活や、思いがけない災害にあつた時の生活を保障しています。

「明日の命がわからないのに」とか「掛金をしなくても年金はもらえらう」などと思いがいをして国民年金に当然加入すべきなのにまだ加入していない方、また加入しながら老齢年金の受給資格期間がたりない方があります。こうした方たちに、昭和四十八年の国民年金法の改正のとき制定されたのが特別納付制度です。

えられ、過去にさかのぼって一カ月九〇〇円の保険料を納めれば、以前から加入している方と同じ老齢年金が受けられるというものです。たとえば、明治四十四年七月生れ（満六十四歳）の方は最低十年の期間が必要です。

そこで全期間の保険料総額（一万八千円）を今年中に納めると満六十五歳から二十一万二千二百五十円の老齢年金が物価スライド制で終生受けられるわけです。

また、昭和十二年生れの方は最低二十五年期間が必要です。いま国民年金に加入されると三年間不足しますので、三年分の保険料三万二千四百円を今年中に納め、来年四月以降六十歳まで掛金すると二十五歳の最低期間を満すことができます。三十五歳以上の方は今年中に加入しないと将来年金は受けられません。

なお、加入手続きは十二月二十七日午前中までです。市役所年金係までお気軽においでください。

「明日の命がわからないのに」とか「掛金をしなくても年金はもらえらう」などと思いがいをして国民年金に当然加入すべきなのにまだ加入していない方、また加入しながら老齢年金の受給資格期間がたりない方があります。こうした方たちに、昭和四十八年の国民年金法の改正のとき制定されたのが特別納付制度です。

えられ、過去にさかのぼって一カ月九〇〇円の保険料を納めれば、以前から加入している方と同じ老齢年金が受けられるというものです。たとえば、明治四十四年七月生れ（満六十四歳）の方は最低十年の期間が必要です。

そこで全期間の保険料総額（一万八千円）を今年中に納めると満六十五歳から二十一万二千二百五十円の老齢年金が物価スライド制で終生受けられるわけです。

また、昭和十二年生れの方は最低二十五年期間が必要です。いま国民年金に加入されると三年間不足しますので、三年分の保険料三万二千四百円を今年中に納め、来年四月以降六十歳まで掛金すると二十五歳の最低期間を満すことができます。三十五歳以上の方は今年中に加入しないと将来年金は受けられません。

なお、加入手続きは十二月二十七日午前中までです。市役所年金係までお気軽においでください。

「明日の命がわからないのに」とか「掛金をしなくても年金はもらえらう」などと思いがいをして国民年金に当然加入すべきなのにまだ加入していない方、また加入しながら老齢年金の受給資格期間がたりない方があります。こうした方たちに、昭和四十八年の国民年金法の改正のとき制定されたのが特別納付制度です。

右岸用水の 個人負担を軽減



【質】女性でただひとり一般質問した村井せつ子議員は、木曾川右岸用水事業をとりあげ「この事業は昭和五十二年完成を目指し、現在工事が進んでいるが、工事費の膨大などで今や完成もあやふまれている」と現状を述べ「計画当初四十七億円であった事業費も四十七年には約三倍の百三十二億円。オイルショック以来事業費の増大はやむをえないにしても、個人負担が増えるのは困る。これに対して市の考えはどうか」と問い、同じく水道問題にしても東濃用水を例にとり、右岸用水と比較し「川から水をとり、同じ水を使って水価の差があつてはおかしい」と発言しました。

関係市町村で構成する利水協議会でもじゅうぶん協議を重ね、過度の負担とならないよう格別の配慮をしていく所存である。また、上水道の水価については、日常生活に直結する問題であるが、水道は独立採算制の公営企業であるので、ある程度の負担は理解願わねばならない。しかし、ご指摘のとおり東濃用水の例もあるので、現在、県でその試算を行っているところであり、その結果を見てみなさんの理解を頂ける適正な水価で受給できるよう、県当局へ強力に折衝を進めていく所存である」と答えました。

利潤ある 営農指導を



【質】最後に質問した鎌田正則議員は、土地改良事業に

【答】これに対し森田助役は、「石油危機以来の経済情勢の変化で事業費の増大は、ご指摘のとおりであり、市としても関係のみなさんの負担軽減には特に意を用い、ほ場整備事業についても、着工以来年々多額の事業費助成を行っている現状である。今後、国営幹線、県営支線などの地元負担については

その営農指導については「太田東工区の場合、昭和四十七年度一反当りの整備費が二十三万三千円であったのが、昨年は四十五万円にもなっている。農地の集団化へ大型機械の導入と農業の近代化が計られるのはけっこうだが、巨額の費用を投じて今後農家にとつて、果してそれに対応する利潤が

あるだろうか」と問いただし、「今後、どのような営農指導をされるのか」と質問。加えて「専業農家が減少する傾向にある今日、事業を営むからただ単に融資するのではなく、融資とともに近代農業に対するアイデアの融資もしてほしい」と述べました。

【答】これに対し渡辺（博）経済部長は「右岸用水事業の完成によって、かんがい用水の確保が容易となり、豊富な水の高利用により生産性の高い近代農業経営への一大転換期を迎えた。土地基盤整備による土地保有の合理化と有効利用、理想的な水利系統の確保などによって、高効率な営農体系を確立しなければならぬ。本事業に寄せられている期待と真価がじゅうぶん発揮されるよう各地域の諸条件に対応して、特に高性能な生産集団組織の育成強化など営農組合の組織化に意を用いたい。また、流通機構を含めた共販チェーン体制の確立、銘柄産地としての名声をも保有する自立経営農家の育成、複合経営による合理化のほか農村地域工業導入促進法の適用に検討を加え、兼業の安定化を図り生産性の高い農業構造の改善、所得増大に努力したい」と答弁。

以上が一般質問の主なものですが、調査も細部にわたり行われており、青年の市政に対する真剣な態度がうかがわれた議会でした。

中小企業者に 年末資金を融資

岐阜県では中小企業者に対し次のとおり年末資金を貸し出しています。ご利用ください。

- ・資金使途 短期運転資金
 - ・融資限度 中小企業者に最高500万円まで
 - ・取扱期間 50年11月1日～51年3月31日
 - ・利率 年8・00%
 - ・申込窓口 十六銀行、大垣共立銀行、岐阜相互銀行、多治見信用金庫、岐阜商工信用組合
- なお、詳しくは市商工観光課までお尋ねください。

新しい保険証

内容をよく点検

国民健康保険の保険証が、昭和51年1月1日から新しいもの（薄い水色）に変わります。現在使用している保険証（黄色）は、12月31日限りで使用することはできません。

新しい保険証を受けとられましたら内容をよく点検し、間違いがあれば市民課まで届け出てください。

また、期限切れの保険証は回収しますので準備しておいてください。

年賀状は20日まで 小包は15日までに

12月は、年賀状とお歳暮の季節で郵便物が一年中で一番多い月です。

そこで、たのしい年賀状が元旦に、また、大切な郵便物が早く配達されるよう次のことに協力ください。

- ・贈答用小包は年の瀬も押し迫ってから出されると、年内配達ができなくなる場合があります。から、小包は遅くとも12月15日までに差し出してください。
- ・年賀状を出されるときは「市内」「県内」「県外」に分けて、付せんをつけて12月20日までにお出しください。
- ・郵便物には必ず郵便番号をつけてください。
- ・あて先は小字、番地、肩書などはっきりと書いてください。

ご利用ください ヤング・テレフォン

悩める若人の相談役としてヤング・テレホン・コーナーが開設されています。どんなに小さな悩みごとでも、お困りでもお気軽にご利用ください。

岐阜八〇五八二〇〇三〇〇〇ヘダイヤルしてください。

国勢調査

市の人口3万7、524人

古井・太田・加茂野で増える

十月に行った国勢調査の集計がこのほどまとまり、その結果が発表されました。

これによりますと、十一月一日現在的美濃加茂市の人口は、3万7524人（男1万8、522人・女1万9、002人）で、前回の調査（昭和四十五年）より2、4

49人増えたことになりました。

市は合併以来、順調な人口増を示していますが大幅な伸びはなく昭和三十年の第八回調査からの人口推移をみても、6、380人増にとどまっています。各町別では、古井地区の4、501人（三十年比）をトップに太田町、加茂

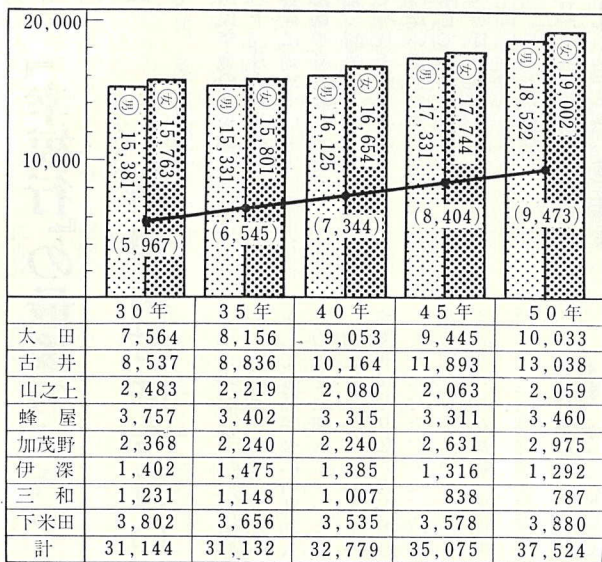
の市民の通勤、通学先状況は、名古屋市を含む愛知県が最も多く、1、516人、次いで岐阜地区、可児地区、加茂地区となっており、前回と比べて可児地区が481人増えたのに対し、岐阜地区は高等学校の学区制もあって、171人減りました。

（表②参照）

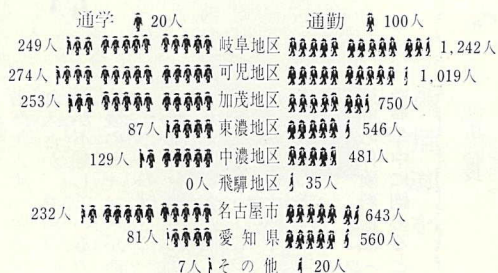
野町、下米田町、蜂屋町の順に人口が増えています。その反面、三和町、伊深町、山之上町では少しずつ減少しています。（表①参照）

また、今回の調査で

① 地区別人口（ ）世帯数



② 市民の通勤・通学状況



私道に対し固定資産税を免除します

私有地で、道路として無償で使用されている土地について固定資産税などが、昭和51年度分から減免されます。

対象となる土地

- ・建築基準法に基づき道路位置指定の認可を得たもの
- ・当該道路を直接利用する者が5軒以上（家屋の所有者を異にするもの）であること
- ・当該道路を将来市に寄付する予定のもの、または、永久的

に道路としてその用に供するものであること

- ・無償で道路の用に供するものであること
- ・前各号との均衡上減免の必要があるもの

前記事項に該当される方は、その土地である事を証する書面を添付のうえ、市税務課へ12月20日までに申請してください。

詳しくは、市税務課へおたずねください。

住宅用地に税の特別軽減措置

固定資産税は、土地・建物などの評価額により課税されていますが、住宅用地については特別に税の軽減措置が講ぜられています。

住宅用地の利用目的に異動があった方は、その旨申告してください。

▽申告する方

- ・新たに住宅用地となった土地

の所有者

- ・住宅を店舗、アパート、作業場などに改めた家屋がある土地の所有者
- ・住宅を他の利用目的のため変更した土地の所有者

▽申告期限 昭和51年1月10日

▽申告書の提出先 市役所税務課または各連絡所。詳しくは市税務課へおたずねください。

「ことば」でお悩みの方へ児童相談室へ

ことばに問題をもつお子さんのことで、お悩みの方はいらっしやいませんか。

どもり、ことばのおくれ、幼

稚語がぬけない、発音、発生の異常、ことばの数が少ない、など、こうした言語障害児対策をすすめるにあたり、まず親の会をつくら

住みよい街をめざして

五十一年度から都市計画税

美濃加茂市都市計画税条例の一部が改正され、昭和四十六年度から一時中断していた都市計画税が、昭和五十一年度から初年度（五十一年）、二年度（五十二年）は税率の調整を行い、三年度（五十三年）から従前の税率で課税されます。都市計画税は目的税として都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または、土地区画整理

事業に要する経費に充てるため、太田、古井の区域に所在する土地および家屋に対し昭和四十五年度分まで課税されていましたが、農振法の施行に伴い農用地域の指定の問題がおり、農用地域が都市計画税を負担するのは合理性を欠くとの理由によってそれ以降課税を中断してきました。

その後、いろいろ検討した結果、

従来の課税区域から農地を除き、また、太田、古井地区以外で都市計画法の用途地区に指定された蜂屋町（工業団地）、加茂野町（日立等）の地域を新たに課税区域に編入し、昭和五十一年度から課税することになりました。

なお、税負担の急増を調整するため年度は土地および家屋の評価額の百分の〇・一、五十二年度は百分の〇・二、五十三年度は百分の〇・二に改められました。

この都市計画税収入に伴って都市計画事業（公園、街路、下水路等）が一層推進され、生活環境整備がはかれることとなります。

清流

私は、こんな夢をみて結婚しました。自分だけは姑とともに子どものいる、明るく楽しい生きがいのある家庭を作り幸にならいたい。でも現実とはかけ離れた夢でした。

「お互いの生活の違い、考え方の相違からこの家になじ

姑とわたし

山之上町 小森ふさ子

りました。それは今までにない、何にもましてつらい毎日の連続でした。人に会うのも、話しをするのも世の中がまっ暗でした。そんなとき、子どものことを一日でも早く忘れようと病気の姑に今まで

以上尽すことを考えたのです。無理にむずかしく考えすぎ、病人の気持ちを理解することができずイライラしたこともありましたが、日がたつにつれ姑はまるで私に愛する子どものように「お乳がほしい、だっこしてくれ」と話しかけてくれました。子どもをなくし悲しんでいる私を慰めてくれた姑。

今はなき姑との生活の中で、心と心のつながりを肌で感じさせてくれました。

子どもに恵まれない私ですが、こうした姑にめぐり逢え感謝しています。

お知らせ

年末年始の、し尿汲取りと可燃物の収集は次の間、休ませていただきますので、年末は26日までに出すよう、また、汲取るようになしてください。

（※ 12月27日～51年1月4日）

特に、し尿については、年末に汲取りが集中し、大変ご迷惑をおかけしますから、早めに汲取られますようお願いいたします。

日	場	所
12/15	上古井地区	
16	下古井地区、下米田町	
17	太田町（東町・北町・西町地区）	
18	太田町（深田・下町・中町・上町地区）加茂野町	
19	山之上・伊深・三和・蜂屋町	

「幸せを明日につなぐ火の始末」

毎年この季節になると、火災が起りやすく尊い生命や大切な財産が失われています。これらの火災は寝たばこやゴミ焼きの不始末、暖房器具などのちょっとした取り扱いの不注意や油断から発生したものです。

楽しい我が家から決して火災を出さないよう、防火の習慣や防火の工夫を心がけるよう家族みんなで話し合い、確かめあっておきましょう。

- ・就寝前、外出前には必ず火の元を点検するよう習慣づける

つお子さんをお持ちの方は、お気軽に市福祉事務所内児童相談室へ12月20日までに申し込んでください。児童相談室（⑥二二一内線 三三五）

- ・暖房器具などの正しい取り扱い方法を身につける
- ・灯油などの危険物は安全な場所に保管する
- ・老人、子ども、病人は避難しやすい安全な場所を確保する
- ・消火器の備えつけ、バケツ一杯の水の汲み置き、のしるしを心がける

なお、可茂消防事務組合では、この機会に、独居老人宅の巡回防火点検、管内の小中学生、婦人防火クラブを対象に防火映画や防火座談会などいろいろな方法で防火PR活動をおこなっています。

し尿・可燃物は早めに・不燃物は指定日

